

瀕死の漢文訓読

山崎桂子
山崎誠

漢文訓読リテラシーが廃れつつあるのは時代の流れで、とどめる術はないかのようである。制度化された教育も期待薄である。しかし、漢文訓読は漢文体を書記言語とする大量の日本語文献を読む技法としては唯一のものである。この技法を習得する要諦は、軽視されている歴史的仮名遣いと字音仮名遣いの約束ごとを守り、古典日本語として訓み下す工夫にあることを述べたものである。

キーワード：漢文 訓読 訓み下し文 歴史的仮名遣い 字音仮名遣い

一、漢文訓読とはどういうことか

記紀万葉の八世紀から二十世紀半ばまでの長きにわたり、漢文（これには正格漢文と和化漢文の別があるが、以下おしなべて「漢文」としておく）を上位言語とするダイグロシア (diglossia) 社会であった歴史的事実に対して異論を差し挟む人はなからう。前世紀の半ばまでは、頌徳碑文から墓誌に至るまで、多少なりとも改まった格調高い文章が漢文

であったことは、犬を連れて街を散歩していても気付くことである。

漢文訓読とは漢文の原表記をそのままに、訓点という注記や符号を加え（こままでを白文訓点という）、漢字の意味に対応する和語を宛てて訓み、日本語として理解しようとする営みと定義できる。長い歴史の間に訓読に固有の語彙や語法が生まれ、和文の語彙や語法とは位相を分けた。所謂訓点語である。

このプロセスを経て日本語の文章となったものを、訓み下し（又は表記に注目すれば書き下し）文という。ここでは訓み下し文に焦点をあててみたい。この訓み下し文は平安中期頃の古典語で書かれることが慣例（約束事）となっている。そこに学問的根拠はない。根拠がないでは説明不足である。もっと掘り下げて調べてみなければならぬのだが。

訓読が古典語（以下、古文ということばをなるべく避ける）で書かれるということは古典文法に従うことだが、評判の悪い「古文」の作文をすることを意味する。これはたいへん厄介で凄いいことではないか。『続日本紀』（『新日本古典文学大系』）の訓読の凡例には「本書に記録された奈良時代および平安初期の言語に近づけること」と「読みやすい訓読文とすること」とあり、漢音による字音読みを採用するとともに、「訓み下し文は、奈良時代の語彙・語法によることに務めた」とある。これには異論が出ないが、素人には手出しできないことではない。

古典語たる訓み下し文は、表記面では歴史的仮名遣いと字音仮名遣い（すなわち歴史的な日本漢字音の表記法）の両方の規則に従っている。これが強制力のない規範として理念化しているので、突き詰めると『続日本紀』の凡例のようになる。ところが守らなくてもよい努力義務なので、発音主義に基づき現代仮名遣い、現代日本漢字音でなされる場合もある。理念と実際には乖離が生じている。みんな古典文法が苦手で、字引で字音を調べるのが面倒なのと違うか、と思ってしまう。このことは意外にも大きい問題点である。私は校注者の古典語への規範意識の端的な試験紙は、基本語彙の活用にあると思っている。例えば「用ゐる」の活用は「ハ」行転呼を原因として、本来「ワ」行上一段活用であつ

たものが、「ハ」行上二段や「ワ」行上二段にも活用するから。

注意すべきは字音仮名遣いの場合である。これは実際には漢字の表記に隠れてしまうという特性がある。即ちルビをふる必要がなければ字音仮名遣いは表記しなくてもすむ。嘗てのようには「素読」が行われず、漢字制限や現代人特有の「黙読の習慣」によって、音読みにしろ訓読みにしろ漢字を「読む」能力は試されない。なにごとにつけても馬脚を現す心配がなければ努力しないものだ。

敗戦後の一九四六年の内閣告示「現代かなづかい」によって、葬り去られるべき歴史的仮名遣いは確定した。歴史的仮名遣いは江戸初期に契沖が定家仮名遣いの非実証性を批判して、約三〇〇〇語について実際の用例の帰納から復元されたものを基にしている。有名な『和字正濫鈔』である。決して人工的に復元されたものではない。二十一世紀に入つて、上代から南北朝までを用例主義によってカバーする浩瀚な辞書が編纂されつつある。音韻変化によって、あることばの現代の発音と歴史的仮名遣いによる表記の間には齟齬が生じている。私達がこの事実に気付くのは中等教育の場に於いて、歴史的仮名遣いが発音通りでないことについての知識を得るからであるが、かつて学童を苦しめた悪魔の如き歴史的仮名遣いも字音仮名遣いも (knight や knie だって発音通りではないのだが)、今日となつてはもはや習得する必要のないことである。

繰り返しになるが、訓読(訓み下し文)は古典語に倣つて訓み下す慣例(政令などで決まっているわけではない)となつているため、訓み下されたものの表記は歴史的仮名遣い、そしてしばしば漢字の表記に隠れて顕在化しないものの、字音仮名遣いに基づいていると解釈される。教科書は律儀にもこれを遵守している。受験勉強に於ける古典や文語文法に対する拒否反応はどなたも身に覚えがあるう。

本ノートはこのようないささか緩い規範意識のもとに書かれた訓み下し文の現在について考えをめぐらしたものである。

二、漢文訓読は生き続けられるかそれが問題だ

さて二十一世紀前半の現代社会では、学術文献に於いてさえ、無形の歴史遺産である漢文訓読の技法は次第に廢れていく傾向にあるものと見受けられる。指摘するまでもないことだが、度重なる学習指導要領の改訂や入試制度改革によっても改善には向かわなかったのである（後述）。外国語（現代中国語）の習得に較べれば実用性に乏しいことがその原因の大きい部分を占めている。中国の文学や思想を漢文訓読で学ぶよりは、中国語そのものから学ぶ方がよい（或いは正しい）との考えも根深い。現代中国語に堪能であっても古典中国語がすらすら読めるわけではないが（鮑善淳の著作を読むとよい）、漢文訓読で学ぶよりも、直接中国語でという正論を旗印に中国語学・文学者達は漢文訓読から離反しつつある（あるいはしてしまっている）。これも漢文訓読の存在理由を大きく揺さぶっている。漢文訓読の旗色はすこぶる悪い。これらの時流を反映してか出版物などでは漢文の引用は殆どの場合、

① 原文と訓読文と現代語訳（所謂通釈）

② 原文と現代語訳又は翻訳

の形でなされる印象がある。①の訓読文が行われる場合も、もはや返り点と送り仮名を施した姿①-Aは少数派で、①-B「訓み下し文」の姿が主流となっているのは、ワープロ入力の煩わしさを反映しているに相違ない。その上①-Bの訓み下し文は上に述べたように古典文法に従いつつも、発音主義で現代仮名遣い（その場合も旧漢字ではなく常用漢字であることとセット）で行われている場合が圧倒的に多くなったように感じる。今詳しいデータを積み上げる用意はないので「感じる」とのみ指摘しておく（国立国語研究所に詳細な実態データがあるかも知れない）。この潮流は変わらない。検定教科書には常用漢字体とともに、かならず歴史的仮名遣いであることが唱われるにもかかわらず、である。

実社会では学術文献に於いてすら、この検定教科書に示される規範は守られない傾向が顕著に現れ始めている。実は漢文訓読が廢れることの根幹の原因は、国民的に蔓延してしまった古典文法「古文」嫌いにある。これが病理ではないか。歴史的仮名遣についていえば、これをよくする現代作家は気づかぬ間に絶滅したと思われる。そこは長寿社会のこととて、戦前の教育を受けた作家がいまなお旺盛な執筆活動をしている場合もなきにしもあらずであるが、出版メディアは密かに漱石先生や鷗外先生と等し並に常用漢字と現代仮名遣いに変換した姿を私達に提供しているに違ひなからう。

かくして①・Bの中の訓読文は内容理解に何ら役立たない夾雑物にすぎないと言って悪ければ、背後に漢文があることを確認させて安心を与えたいというほどのものになりおおせている。漢文訓読という翻訳の技法は、中国語を組み替えて日本語に変換するだけの素朴な技法であつて、意味を過不足なく正確に翻訳する技法とまではいえぬという人もいよう。訓読の歴史にも史的変遷や結果としてさまざまの流派も生まれている（五山僧の訓読法・近世儒学者の訓読法のこととは知らない）。とりわけ近世の訓読は漢語を和語に置き換えず、元の漢文を意識した字音のままに読む傾向が強く、副詞や動詞への送り仮名の付け方も形式化してしまっている（例えば、動詞を字音読み＋サ変動詞化して訓む）ので、当初訓読が担った意味解釈機能が失われる。近世以前の訓読はよく工夫がなされており、一読して訓み下せば同時に意味もよく判るといふ経験がされた方々も多からう。

翻つて②の場合、原文を中国語、更にいえば原語（古典中国語）のままで読む能力のある読者がいったいどれほどあろうか。この点から見れば、内容理解はもっぱら翻訳でなされているに違ひなく、わざわざ原文を掲げて対訳の形式をとる必要はない。原文のほうが夾雑物ということになるのではなからうか。早い話、夾雑物は読み飛ばされるものだ。

漢文訓読の衰退を目の前にすれば、将来的には漢文は訓読文を介さず翻訳文のみで理解される方向に向かうだろう。漢文訓読は迫りくる絶学の危機に瀕しているというわけだ。

しかしどうしても訓読でなければだめという場合もある。中国語ができれば訓読は必要ないという問題設定がナンセンスなことは、人文科学分野で歴史文献を扱う場合を考えてみれば明らかであろう。さきにあげた『続日本紀』はもちろんのこと、例えば古記録『明月記』や『玉葉』は、記主がはじめから書記言語として漢文体で書いている。これを中国語として読むことは前提にされていない。訓読能力の低下や読書効率を補うために、『訓読明月記』『訓読玉葉』のような本の需要があることが自ら明かしているように、訓読しないことは却って考え難いことである。

閑話休題。書記言語として漢文体で書いているわけだから、当然和習という日本語固有の言語現象が混ざってくる。待遇表現などがそれである。いま中国語に長けた人がこのような和習のある漢文を読み間違ふとどのようなことになるであろうか。例えばである。

陳狎「『文選集注』之編撰者及其成書年代考」（『域外漢籍研究集刊』第六輯）は、要約すると、『権記』長保二年九月六・七兩日の以下の記事を論拠にして、この記事の「仰」は一条天皇を指し、大江匡衡が天皇の勅を奉じて『文選』の注釈を編撰したという。道長は未完である旨報告するが、主上は未完を承知の上で宮中に召した。この『仰注文選』が重文『集注文選』残巻の祖本に当たるといふ。日本人ならだれでも眉に唾を付ける話だ。日本漢文ではそうは読めないからだ。

A 亦先日、（大江）匡衡朝臣所伝仰注文選、諸（按、諸）原文上有小字注、不明（二字）所求得四十余卷。……奏、昨日左大臣（藤原道長）令申旨意、仰云、文選雖不具、可進后宫。（史料大成に基づく引用。）（内は陳氏の注記）
B 亦先日匡衡朝臣所伝仰注文選、纒所求得四十余卷、非一同、随仰可令進上、……仰云、文選雖不具可進、后宫入内之事……

「諸」はBの「纒」が正しいだろう。「仰注」は字形の類似から「御注」である可能性が高い。「御注文選」というもの

（史料纂集本同日条）

は存在しないが、奉勅撰である六十巻本の「李善注文選」の異称であろう。従って問題の箇所は「先日匡衡朝臣伝ふる所の御注文選、纔に求め得たる所四十余巻、一同（完具の意）に非ざれども、仰せに随ひて進上せしむべし」と読める。この一条の記事からは、匡衡が家に伝わった二十巻を欠いた不揃い本の李善注文選を、主上の召しによつて献上した事情が判るにすぎない。「可進后宮」は日本人ならばしない句読の誤り。余談ながら、「仰」の語史については三保忠夫「文書語「仰（おほす―あふぐ）」」（『古文書の国語学的研究』二〇〇四年）に詳しい。

仄聞するところでは、謎の書『集注文選』は大江匡衡撰の『仰注』であるとの学説はこのごろは中国では勿論のこと、わが国でも浸透しているとのことである（金少華『古抄本《文選集注》研究』、『東洋文庫善本叢書』12などなど）。

話を戻そう。漢文体を書記言語とした日本語文献は、訓読により解説されなければならないのは自明のことである。このようにみれば訓読の生存は盤石なのであるが、漢文訓読リテラシーは低下していることも紛れもない。どのような工夫を講じれば生存させられるかということを考える時期には来ている。私は『古語辞典』と『漢和辞典』の二冊を座右に置きながら考えるのである。

三、漢文教科書から見えること

たとえ読書や研究上の必要から漢文訓読を日常的に行っている国文学者や歴史学者にとつても、漢文訓読の基礎を教室で学ぶ機会は決して多くはなかった筈である。ここで公教育や大学カリキュラムといった制度の中で漢文がどのように位置づけられているかも見てみなければならぬが、まず当面の問題に関わる戦後の改革・施策をまとめると次のようになる。

一九四六年（昭和21）「当用漢字表」（一八五〇字）「現代かなづかい」告示

一九四八年（昭和23）「当用漢字別表」（八八一字）「当用漢字音訓表」告示

一九四九年（昭和24）「当用漢字字体表」告示

一九七三年（昭和48）「当用漢字改訂音訓表」「送り仮名通則」告示

一九七九年（昭和54）大学共通一次学力試験開始

一九八一年（昭和56）「常用漢字表」（一九四五字）告示

一九八六年（昭和61）「現代仮名遣い」告示

一九九〇年（平成2）大学入試センター試験開始

一九九二年（平成4）「教育漢字」（学年別漢字配当表）（一〇〇六字）告示

二〇一〇年（平成22）「改訂常用漢字表」（二二三六字）告示

敗戦後直ちに行われた「当用漢字」「現代かなづかい」というレギュレーションが、古典教育の運命を決してしまったのではないかと思われる。漢字制限や旧仮名（歴史的仮名遣い）の廃止を行っておきながら、一方では漢文を含む古典教育を復活するのは矛盾というものであろう。

大学入学までの現代人の基礎学力・素養を窺う上で、高等学校での国語の学習時間を整理してみると【表Ⅰ】の通りである。表中の「現代国語」「国語表現」「現代文」「現代語」「国語表現Ⅰ」「国語表現Ⅱ」はその名の通り古典（古文・漢文）を含まないが、必修の「国語（甲）」「国語Ⅰ」あるいは選択必修の「国語総合」は古典を含んでいる。つまり漢文を全く学ばない高校生はいなかったのだが、二〇〇三年の改訂で「国語表現Ⅰ」「国語表現Ⅱ」「国語総合」の三科目から一科目選択必修になっている点は留意すべきである。「国語表現Ⅰ」「国語表現Ⅱ」は古典を含まないので、これを選択した高校では漢文のみならず古典を全く学ばない生徒がいたということである。実際は「国語総合」が殆どの高校

【表 I】 高等学校における国語の科目と単位数の変遷

実施年	科目	標準単位数	すべての生徒に履修させる科目
1948 昭和23	国語 書道 漢文	9 2～6 2～6	○
1951 昭和26	国語(甲) 国語(乙) 漢文	9 2～6 2～6	○
1956 昭和31	国語(甲) 国語(乙) 漢文	9～10 2～6 2～6	○
1963 昭和38	現代国語 古典甲 古典乙Ⅰ 古典乙Ⅱ	7 2 5 3	○ }うち1科目
1973 昭和48	現代国語 古典Ⅰ甲 古典Ⅰ乙 古典Ⅱ	7 2 5 3	○ }うち1科目
1982 昭和57	国語Ⅰ 国語Ⅱ 国語表現 現代文 古典	4 4 2 3 4	○
1994 平成元	国語Ⅰ 国語Ⅱ 国語表現 現代文 現代語 古典Ⅰ 古典Ⅱ 古典講読	4 4 2 4 2 3 3 2	○
2003 平成15	国語表現Ⅰ 国語表現Ⅱ 国語総合 現代文 古典 古典講読	2 2 4 4 4 2	○ }うち1科目
2013 平成25	国語総合 国語表現 現代文A 現代文B 古典A 古典B	4 3 2 4 2 4	○

※1948年の国語・書道・漢文は科目ではなく教科
(文部科学省 HP より作成)

で採用されたのだが。その反省からか、二〇一三年からは古典を含む「国語総合」が必修となった。自分が入門期にどのような内容の教科書で漢文を学習したかをとうに忘れてしまっている(調べればわかることだが、年齢もばれてしまう)、現在「国語総合」を終えた高校生が古典B漢文編で学習する教科書八種をざっと通覧してみた。その分量を頁数で見ると、教育出版(一四四頁)・桐原書店(一六〇頁)・三省堂(一七五頁)・数研出版(五一頁)・第一学習社(一六〇頁)・大修館書店(一八三頁)・東京書籍(一七五頁)・明治書院(一五二頁)である。素材面では数研出版版では『閻微草堂筆記』『郁離子』『升庵詩話』を採り上げ、第一学習社版では「宋・元代の文章」「明代の文章」「清代の文章」の章を設けており(『三国志演義』の一節まであるのだ)、新機軸ともいえるが、金文京(『東

方』四〇八号)がセンター試験では僻字難訓字を避けるべきと指摘していることと裏表の関係ともなる。編者の嗜好を抑え、あくまで基礎学力を養うことが入門期に託された使命であることを忘れてはならない。なお『新しい漢字漢文教育』(研文社)には年度毎に「大学入試漢文」というレビューがある。

全ての教科書にはいずれ劣らず中国の地図(歴史地図を含む)と文化史年表風のもの掲げてあり、まるで古典Bの漢文は中国文学(哲学)概説といっても通りそうである。それでも昔よりは進化を遂げたとかで、申し訳程度に日本漢詩文の一章も必ず設けてあるが、全体に占める割合は微々たるものであることに変わりない。付録で面白いのは第一学習社の「主要新旧字体対照表」くらいであるが、「主要」を取り、全ての「常用漢字」字体を対象とし、更にそれぞれに字音仮名遣いを付けておいたらなお便利だろう。執筆委員については、古文献を読む専門家である歴史研究者などの参加が国語にも積極的になされてよいのではないか。

上に述べたことを念頭に置き、近未来の世界情勢などを考え合わせると、漢文のある部分は外国語(中国語)として英語と同列に分離し、訓読によってしか読み解けない漢文を書記言語とした日本古典を古典Bで教えてみてはいかがなものであろうか。素材を和化漢文に絞り、その漢文訓読に特化した教科書もあつてよいのではないか。

一九九〇年から始まったセンター試験では、「国語」に占める「漢文」の比重は、それ以前の共通一次試験の「国語」(二〇〇点)に於ける「漢文」配点五〇点を踏襲している。大学入学試験は漢文訓読能力の地盤沈下をくい止める最後の砦であるが、現行の制度下では大学入学までの段階で、たとえ難問奇問という奇策を弄しても到底防ぎ切れるものもなく、さりとて学習時間数の大幅な充実は困難とみる。制度化された漢文訓読教育問題は以上に尽きる。

入試制度の多様化によって、AO入試などではとくに漢文訓読の初歩的・基礎的訓練もないまま、いきなり専門教育に臨むこともあるだろう。数学や英語と同じように学力差の解消がなければ、大学の演習など均一の能力が求められる

場所では教育の効果はあがらない。この状況を放置すれば、大学院教育の場にまで持ち越されることもありうる。大学院教育を経て運よく大学教員になる場合もあるので、文化エリート達の鶏と卵の循環が始まる。深刻である。私達は訓読能力が古典Bのレベル以下で実質的に終わっていることを踏まえて、入学後の短期集中型のリメディアルとして、専門教育の多様な需要に応える基礎学力を育てなければならない。

高等教育段階（これが真にエリート文化を育てる胎盤であると仮定して）での再履修短期集中演習形式と漢字または中国語の学習とを平行して、訓読リテラシーを効率よく習得する機会があるかも知れない。根拠はある。

高校の授業で唐詩を現代中国語で読もうと復元長安音で読もうと瞬間差のパフォーマンスに終わるが、大学で外国語として中国語の知識に触れると、孤立語としての中国語の特性や表語文字としての漢字の特性にいやでも気付かされる。発音上は何ら区別のない、王子を「おうじ」、大塚を「おおつか」とする書き分けが理解されるのは、仮名遣いの規則からではなく、「日本語史」で音韻の原理を学ぶからである。同様に字音仮名遣いに於ける「おん 音・恩」「をん 温・遠・穩」の書き分けは、中国語の音韻と中原漢字音の変化のあらましを知って初めて明快に納得できる。

屈折語の特徴の顕著な第二外国語に触れると、活用や曲用によって日本古典語の活用の複雑さが相対化される。すなわち活用や曲用のみによっては空間・時間・因果関係・道具手段を表せないのがあることを知れば、日本語ではこれらの文法機能を助辞（後置詞）によって表すので、助詞や助動詞が数珠のように繋がるといふ膠着語の特徴がよくつかめる。訓読とそれを可能にする助詞・助動詞の機能にも敏感にならざるを得ない。大学入学後の一、二年はひとつのチャンスである。沖森卓也編日本語ライブラリー『漢文資料を読む』（二〇一三年）は大学レベル（懐かしい言い方で言えば教養課程）での教科書としてよく工夫されている。目的意識のしっかりした良い教科書であるが、和化漢文に特化する点や漢字の知識に関する、特に字音仮名遣いの記述に望蜀の歎が残る。

四、学者達の漢文訓読の仕方

今日何らかの職業的・趣味的の理由で漢文を読む人々は、大衆文化から遊離した人々である。これは換言すれば旧漢字や字音仮名遣い、古典リテラシーがある筈である。この人々は世代的に更新されぬ故に、繁殖力を失った絶滅危惧種 (threatened species) ということができる。そのような人々の中で何が起こっているか目を逸らさずみてみよう。

漢文訓読の最大の弱点はその非決定性にあるとはよく言われる。訓読する決まりがない。金水敏ほか『日本語史のインタフェース』(二〇〇八年)にはそのメリットにも目が注がれている。直音で読む場合と違い、訓読に当たっては返読の仕方、字音読みとするか訓読みとするか、どのような和訓を宛てるべきかなどを選択しつつ行わなければならない。従ってなかなか一意的な解というものを求めがたいのだ。厄介なことである。以下に枝葉末節な事例を並べたてるのは、具体的な情報を提供して納得を得たいと思うからである。揚げ足取りではない。

『新羅殊異伝』は朴寅亮の撰述、十世紀後半から十一世紀頃の成立かとされるが、すでに減んでしまっている。東洋文庫『新羅殊異伝』(二〇一一年)はその逸文を集めたもので、先に述べた①―B型の本文(但し現代語訳を先頭に配している)と語注及び解説よりなっている。朝鮮の資料であるから吏吐(釈読の一種)を復元したものかと手にとってみると、日本の漢文訓読の技法で読まれている。漢文が東アジアに於ける諸言語語にとって高位語であるから、漢文訓読という技法で解説可能であることを明瞭に示したいという意図に出るものであろう。最新刊の同文庫『海東高僧伝』(二〇一六年)も同じ方式である。例を示す。

○龍城国王妃生大卵。怪之置卵小櫃、以奴婢七宝文貼載船、泛海来至阿珍浦。村长阿珍等、開櫃出卵。忽有鵲、来啄卵開、有童男自称脱解。託村嫗為母、学書史、兼通地理、体貌雄傑。登吐舍山、相京師地勢。新月城墟可居、而有

瓠公者居焉、瓠公浮瓠渡海来居、不知何人也。脱解謀欲取之、夜入其家園、埋鍛金器、告於朝曰、予世業鍛金、暫適隣郷、瓠公取居吾家。請驗之。掘之、果有鍛金器。王知脱解実非鷄林人也。特善其非凡、以其家賜之。遂降長公主。龍城国、在倭国東北二千里。

○龍城国の王妃、大卵を生む。これを怪しみ卵を小さき櫃に置き、奴婢、七宝、文貼を以つて船に載せ、海に及び阿珍浦に来至せり。村長阿珍等、櫃を開き卵を出す。忽ち鵠あり、来りて卵を啄き開くに、童男ありて自ら脱解と称す。村の嫗に託して母となし、書史を学び、地理に兼ね通じ、体貌、雄傑なり。吐含山に登り、京師の地勢を相す。新月城の墟に居るべきを、而して瓠公という者ありて居り。瓠公、瓠に浮び海を渡り来りて居るも、何人か知らざるなり。脱解、謀りてこれを取らんと欲し、夜、その家の園に入り、鍛金の器を埋めて、朝に告げて曰く、「予は、鍛金を世業とし、しばらく隣郷に適くに、瓠公、吾が家を取りて居む。之を驗すことを請う」と。これを掘るに、果たして鍛金の器あり。王、脱解の実は鷄林の人にあらざるを知るなり。特に其の非凡を善し、以つてその家を之に賜る。遂に長公主を降す。龍城国、倭国の東北二千里にあり。

のように訓み下されている。私に自信はないが、非決定性を楯にして、次のようにも訓めると指摘しておく。

○龍城国の王妃、大卵を生む。これを怪しみ卵を小さき櫃に置き、奴婢、七宝、文貼を以て船に載せ、海に及び阿珍浦に来至せり。村長阿珍等、櫃を開き卵を出す。忽ち鵠あり、来りて卵を啄き開くに、童男ありて自ら脱解と称す。村の嫗に託して母となし、書史を学び、兼ねて地理に通ず。体貌、雄傑なり。吐含山に登り、京師の地勢を相す。新月城の墟に居るべきなり。而れども瓠公という者あり、ここに居り。瓠公、瓠に浮び海を渡り来りて居るも、何人か知らざるなり。脱解、謀りてこれを取らんと欲し、夜、その家の園に入り、鍛金の器を埋めて、朝に告げて曰く、「予、鍛金を世業とし、しばらく隣郷に適くに、瓠公、吾が家を取りて居り。請ふ驗せ」と。これを掘るに、

果たして鍛金の器あり。王、脱解の実は鶏林の人にあらざるを知れども、特に其の非凡なるを善し、以てその家を賜り、遂に長公主を降す。龍城国、倭国の東北二千里にあり。
また、次のような例もある。AとBは相互に異文である。

◎A

唐太宗以牡丹子并画花、遣之。王見花、笑謂左右曰、此花妖艶富貴、雖号花王、画無蜂蝶、必不香。帝遣此、豈朕以女人為王耶、亦有微意。種待花発、果不香。

◎B

真平王時、唐太宗以牡丹子三升、及牡丹花図、遣之。王以示德曼、德曼笑曰、此花無香氣。王曰、何以知之。曰、此花富貴雖号花王、而無蜂蝶、豈不以朕女人無偶為王耶、必有深意。命種於庭、待花発、果無香。

○A

唐太宗、牡丹の子ならびに画花を以つて、これを遣る。王、花を見て、笑みて左右に謂いて曰く、「この花妖艶富貴なれば、花王と号くと雖も、画に蜂と蝶となければ、必ずしも香らず。帝これを遣るは、豈に朕の女人たるを以つて王と為すや、また微意あらん」と。種て花の発くを待つに、果たして香らず。

○B

真平王の時、唐太宗、牡丹の子三升及び牡丹花の図を以つてこれを遣る。王、德曼に示すに德曼笑みて曰く、「この花香気なし」と。王曰く「何ぞこれを知るや」と。曰く、「この花、富貴にして花王と号くと雖も、蜂と蝶となし。豈に朕の女人にして偶なきを以つて王となるや、必ず深意有らん」と。庭に種くを命じ、花発くを待つに、果たして香りなし。

これも覚束ない訓みであるが、私は以下のように訓む。

○A

唐太宗、牡丹の子ならびに画ける花を以て、これを遣る。王、花を見て、笑みて左右に謂ひて曰はく、「この花妖艶富貴なれば、花王と号くと雖も、画に蜂蝶なければ、必ず香らざらむ。帝これを遣るは、豈に朕女人たるを以て王と為すや、また微意あらむ」と。種きて花の発くを待つに、果たせるかな香らず。

○B

真平王の時、唐の太宗、牡丹の子三升、及び牡丹花の図を以てこれを遣る。王、徳曼に示すに、徳曼笑みて曰はく、「この花香気なし」と。王曰く、「何を以てこれを知るや」と。曰はく、「この花、富貴にして花王と号くと雖も、蜂蝶なし。豈に朕の女人にして偶なきを以て王となさざるにや。必ず深意有らん」と。庭に種かしめ、花発くを待つに、果たせるかな香りなし。

「必不香」と「不必香」の初歩的区別は指摘するのも恐ろしいが、「豈朕以女人為王耶」は、「豈に朕の女人たるを以て王と為すや」と訓むしかないが（現代語訳文は「きつと私が女性でありながら王位に就いたからなのでしょう」）、太宗の揶揄の意味が通じないのではなからうか。「豈」を「あに」と訓むのは朝鮮語の「ani」に因むという説もあるが、一般には「豈…耶」は反語に訓むが、ここでは現代語の疑問副詞「是否」（…であるかどうか）に相当すると『古漢語常用字字典』（一九七九年）にある。これによれば「私が女人の身ゆえ王としてくれているのだろうかどうだろうか」の意となる。それともBを参考にして本文を「豈〔以〕朕女人〔不〕為王耶」と校訂し反語に訓むべきではなからうか。現代漢文訓読の有効性が疑われているのは、訓読の誤読が原因の一つとなつてはいまいか。

気になったので別の例を示してみよう。朝野群載研究会編『朝野群載卷二十二校訂と註釈』（二〇一五年）の冒頭「清

原定康受領吏申文」の一節は、次のように訓み下されている。

◎望請 天恩。因准先例、依件等旁、兼任彼官。且仰憐老之仁、且誇奉公之節。

○望み請ふらくは天恩を。先例に因准し、件等の旁に依りて、彼の官を兼任せむことを。且つは憐老の仁を仰ぎ、且つは奉公の節を誇らむ。

「申文」（款状ともいう）は「奏請」に当たる文書様式である。ここでは更に「天恩」には闕字が行われているので、清原定康が主上に向けて奏請したものであることを先ず押さえた上で、この一節はありふれた申文の套句定型表現であることを指摘する。『朝野群載』卷二十二にはこの例のほかにも、次の用例が判を押ししたようにみつかる。

・望請 天恩。因准先例、罷右衛門権佐職、被兼任件等国守闕。然則不懈夙夜於鸞台之風、偏致拜覲於龍樓之日。

②藤原俊信受領吏申文

・望請 天恩。依征夷之功、被背任越中守闕、将令後昆勳亡身報国之志。

③源義家受領吏申文

・望請 天恩。因准先例、依官史巡第一、被拜任隱岐国守者、一知前蹤之不墜、勳後昆之有勤。

④大江通貞受領吏申文

・望請 天恩。因准先例、拜任件等国者、将知奉公之不空矣。

⑤菅野則元受領吏申文

・得仲義款状併、望請 天裁。因准先例、令件仲義致修造之功、被拜任受領吏最前闕者。

⑥藤原仲義式部省正庁等成功宣旨

・望請 天恩。因准先例、被拜除件官闕、将仰 皇化矣。

⑦宇佐兼時諸国権守申文

・望請 天恩。因准先例依儒旁被兼任件等国介、将知奉公之不空矣。

⑧三善雅仲諸国介申文

これらはいずれも揃って初例に示したように「望み請ふらくは天恩を」と訓み下されている。

さて『本朝文粹』巻五・六・七の「奏状」を検すると、「望請：（殊蒙）天恩因准：」の構文が櫛比している（三十七例）。「殊蒙」が加われば「態」が変わって複文構造にならないことに注意。身延山本の訓点をもとに二、三例示すれば、

・望請セラク天恩を蒙（り）、四人度者を恤ミ給マハラ被レ、将に彼の四界法界の為タメニセシ

（巻五 後江相公 申度者状）

・望請セラク殊に天恩を蒙（り）、件の闕に兼任せ被ラレ、暫シハラク陸沈淹屈の「之」愁を慰ヤスメム

（巻六 橘直幹 申民部大輔状）

・望請 殊に鴻恩を蒙（り）、件の闕に拝（ケ）被ラレは将に奉公之節を尽サント《将》モフ

（巻六 平兼盛 申勘解由次官図書頭状）

・望請セラク、鴻慈、曲マケて矜照を垂タレ、先例ニ准ナソラへ、件の寺を以て、御願と為シ、仏法を興隆シ、国家を誓護セン

（巻五 江匡衡 為関白内大臣請以積善寺為御願寺状）

・望請セラク、鴻慈、将に温職に任シ、且は禄養を「於」風に競ヒ、且は貞心を「於」霜松に争ソハン

（巻六 後江相公 申温職状）

・望請セラク 天裁、垂タルルに曲照を以テシ、殊に従三位の「之」階シナを授ケ被（レ）は、縦ヒ世人且は嘲ケリ、

且は崇タトヒ、喚ラテは三位博士と為セ

（巻六 菅三品 申三位状）

のように「望請セラクハ」と訓んでいる（望請は音読み）が、二つの訓読のタイプが存在することがわかる。「望請」は「望請スラクハ」又は訓で読めば「ノゾマクハ」「（コヒ）ネガハクハ」などとなるうが、この「（コヒ）ネガハクハ」は「（コヒ）ネガフ」の所謂「ク語法」型で、文末を願望表現「ム」（一人称主語の場合）、又は命令・禁止表現「セヨ」

「ナカレ」（二人称主語の場合）で結ぶ約束である。これらをあてはめれば、「清原定康受領申文」の一節は、

A 望請はくは 天恩、先例に因准ひ、件等の勞に依りて、彼の官を兼任せしめたまへ。且つは憐老の仁を仰ぎ、且つは奉公の節を誇らむ。

または、

B 望請はくは 殊に天恩を蒙り、先例に因准ひ、件等の勞に依りて、彼の官を兼任せむ。且つは憐老の仁を仰ぎ、且つは奉公の節を誇らむ。

となろう。Aは本文をそのままに訓んだ場合、Bは敢えて「殊蒙」を加えて本文を校訂した結果である。最高の学問の場で生み出された成果であることに注目して、ささいなシンタックスの取り違えを大袈裟に採り上げているように思わないでいただきたい。

五、変化に気付いた時は手遅れということ

漢文訓読リテラシーは確実に低下している。時代の潮流を押し止めることはできない。やがて絶滅に向かうものかと思う。原因がこのノートに書いたような単純な要因ではないであろうが、義務教育段階で歴史的仮名遣いと字音仮名遣いを習得しなくなったことは大きいのではないかと思う。歴史的仮名遣いなどは、学習と記憶という反復によつて習得される。常用漢字と現代仮名遣いになったことは、これらの反復学習の場が早期公教育では存在しないことである。それより英語でビジネスができる人材を安くグローバルに展開することを資本主義が求めているからだ。人間形成期に過重な負担を掛けることには反対で、寧ろゆとりこそ大切、とは今もって大衆の耳に馴染む考えである。これを反動的に戻すことを夢みているのではない。絶学の原因と学習の障害となつている事柄をもう一度整理してみると、大きく以下

の点に絞られるかと思う。

古典文法に基づく以上、基礎学力として古典文法を習得し、訓み下し文を標準的古典文で、歴史的仮名遣いを守り、いわば死語を「書く能力」を持つことである。同じ理由で字音仮名遣いを守ることも必須である。修学のどの時点でそれがなされるべきか。解答は一つではなからう。現実的には大学入学後、夏休みなどを利用して、優れた教科書によって集中的に和化漢文（和漢混淆文でもよい）の文献を大量に読むのがよいと思う。

一九七三年の「送り仮名の付け方」（一九八一年一部改正）にも、法則性がないので歓迎も拘束もされにくいという厳しい現実がある。このため正書法は欠如している。根本的原因是に日本語の中では漢字の読みがかくれんぼすることにあり。これは書くことに大いに関わるのであるが、読むことに於いても表記上に現れないので苦勞する（外国人が話し言葉の習得には巧みであっても、書くことや読むことを苦手とする理由はここに潜む）。更に言えば大規模な本文データベースが構築されない理由もここにある。例えば電子版『新編国歌大観』の検索の煩わしさを想起すればよい。『統日本紀』に至っては、いつまでも漢字索引以上のものは現れない筈である。自然言語と計算機の能力に懸隔のある暫くの間は、厳密に本文の標準化を行うか（送り仮名の規則を厳格に行うこと）、或いは見た目の表記は書き手の自由として、裏側に徹底した発音主義に基づく標準的なテキストを忍ばせておき、実際の検索をこの発音引きテキストに於いて行う方法しかない。これは個人の努力範囲を越える。

古典日本語については多数残存する資料から帰納法によって、時代別に再建され得る。これに対して日本漢字音は資料的に限界があり、契沖方式の用例中心主義の帰納法によつては解決されないが、音韻は理論的に導くことができる。要するに日本語と中国語のマッチングの問題だから、両言語の音韻学の素養がなくてはお話にならないのではあるが、最近の成果によれば、演繹的方法により字音を復元することができるのであるから、これを習得すればよいことである。

沼本克明『帰納と演繹とはさまに揺れ動く字音仮名遣いを論ず―字音仮名遣い入門―』といういささか長いタイトルの本を参照されたい。

努力義務としては認めるが、いやいや、そこまで面倒なことをせずとも、これまで通り漢字の中に隠したまま、現代漢字音のまま訓読すればよいとの意見もあろう。身につけたとしても実際の発音は現代の音韻体系によるしかないのだから合理的でないのではないかという反論も予想される。そうなると冒頭で書いたように①―Bの訓み下し文は上に述べたように古典文法に従いつつも、発音主義で現代仮名遣いと現代漢字音で書く、ちくはぐの矛盾を孕んだ姿になってしまう。ことは常用漢字体を旧漢字体にするほど簡単ではないことなのだ。やはり古典語そのものを読む能力と書く能力の両方が鍛えられなければならない。それは平凡だが訓練によってのみ身に付くものである。